

業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度 DX 実践研修業務

2 業務目的

本業務では庁内全体で DX を推進するため、全職員の DX マインドを高め、各部の DX PRO や管理職が職責に応じて必要なスキルを習得するための研修を実施する。

研修を通して職員が DX の必要性を十分に理解し、目的を明確にしながらこれまでの業務のやり方を変えて新たなイノベーションを起こせるよう、現状を変えるための整理や考え方、検討方法といったスキル、更に DX を推進しやすい環境に整えるためのマネジメントスキルについて、それぞれの内容に関連づけて理解し、実践できることをめざす。

※DX PRO…各部において DX を推進する中心的な役割の職員

3 履行場所

堺市役所(堺市堺区南瓦町 3-1)及び本市が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日

5 業務内容

研修カリキュラムを企画し、本市に向け研修を実施すること。

(1) 研修メニュー

研修名、研修形態等は、表 1「研修メニュー一覧」のとおりとする。

表 1 研修メニュー一覧

受講対象者	番号	研修名	実施時期	実施形態
DX PRO	①	DX マインドセット研修[実践編]	6 月 5 日、6 日	いずれも オンサイト
課長級以下選抜	②	データアカデミー研修	7 月以降	
管理職(課長級)	③	マネジメント研修[実践編]	7 月以降	

※いずれの研修もグラフィックレコーディングを必須として実施すること。

(2) 研修の内容

(ア) DX PRO 向け研修(研修番号① DX マインドセット研修[実践編])

本市が別途実施する DX の基礎研修(以降、「基礎研修」という。概要は別紙参照のこと。)A～C の受講を前提に、具体的な業務を題材として目的や目標を考えながら、あるべき姿の描き方、具体的な課題発見等、DX 実現に必要な実践的スキルの習得につながる研修を企画、実施すること。研修の実施にあたっては、個人又はグループでのワークに取り組むことで、核となる課題を洗い出し、取組の方向性を検討できるような実践的手法が学べるものとする。

(イ) 課長級以下選抜向け研修(研修番号② データアカデミー研修)

基礎研修 A～C を通して学習したデータの重要性・活用方法の考え方をベースに、本市が実際に直面している課題を研修テーマとして選定し、ワークショップを中心とした研修カリキュラムを企画し、本市向けに実施すること。

また、本研修にて得られた知見をそのまま意思決定材料とすることをめざすため、そのことを意識したものとする。企画の際は、総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.2.0」に掲載されている「データアカデミー研修」の内容に沿って、具体的な業務に対してデータ利活用の一連のプロセスを学びながら業務の再構築ができるようなものとする。また、本研修終了後、異なる業務に対しても職員が業務再構築を自発的に検討できるノウハウを習得できるものとする。

(参考 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/bigdata.html)

(ウ) 管理職(課長級)向け研修(③マネジメント研修[実践編])

基礎研修 D の受講を前提に、自身の考えを言語化してアウトプットするワークに取り組み、DX 推進に必要なリーダーシップ、チームのまとめ方、DX を推進しやすい環境整備など、DX 推進をマネジメントする際の実践的な手法を学べるものとする。

6 業務体制

受注者は、表 2「業務体制一覧」の体制を構築し、本市に報告することとし、研修の実施にあたり、その他必要な従事者の確保は本業務に含むこと。

表 2 業務体制一覧

役割	対象範囲	実施要件
1. 業務責任者	研修全体	業務全体の管理・監督ができるもの。
2. 研修講師	研修全体	各研修の目的とするカリキュラムに精通し、かつ他の中核市以上の規模において、同様の研修実績があるもの。 なお、研修講師は研修毎に設定可能だが、 <u>2 名以内</u> とすること。
	研修②	総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.2.0」に掲載されている「データアカデミー研修」のノウハウを有しているもの。
3. グラフィックレコーダー	研修全体	文字やイラストを使って分かりやすく、 <u>正確にその会議の内容をまとめられるグラフィックレコーディングの技能</u> を有し、かつ地方公共団体におけるデータアカデミー型研修のグラフィックレコーディングのノウハウを有しているもの。

※1、2 は兼務可能

7 研修の実施

(1) 共通事項

- 各研修の企画内容(以下「研修カリキュラム」という。)は、事前に本市に説明し、本市の承認を得ること。
- 各研修で用いる研修テキスト及びワークで用いる資料等(以下「研修資料等」という。)は、電子データ(Microsoft Office(Word・Excel・PowerPoint 等)及び Adobe Acrobat Reader 対応の拡張子。以降の「電子データ」についても同様とする。)で、事前に提出し、本市の承認を受けること。なお、提出期限については、本市と協議の上、決定すること。
- 各研修(研修②)については各回)で必要となる研修資料等は受注者が作成することとし、各研修(各回)の2営業日前までに本市へ提出の上、その承認を得ること。
- 研修資料等は、グラフや図等を用いるなど、受講者が受け入れやすい工夫を行うこと。
- オンライン研修でグラフィックレコーディングにより作成したグラフィックボードは、電子データで本市に提出すること。
- 履行期間中は、必要に応じ本市が提供する各種データ等を研修資料等へ反映すること。
- 研修資料等の受講者への提供は、本市にて行うものとする。
- 個人で行うワークについては、原則、電子データ上で取り組むことを想定すること。
- 受講者への研修の案内、受講状況の確認は、本市が行う。
- 研修を実施するために必要な打合わせは適宜行う。web 会議(Microsoft Teams)での実施を可とすること。なお、打合せの内容を記録し、本市と共有すること。研修の実施日については、本市と協議のうえ、決定すること。
- 研修の出席確認は、本市が行うこととする。

(2) 研修の概要

本市向けにオンサイト(現地において集合・対面形式)で研修を実施すること。なお、その模様を本市が撮影し、後日庁内で共有することも可能とする。各研修の対象者、受講人数、実施時期、実施回数については、「表3 研修概要」のとおりとすること。

なお、研修は、平日午前9時から午後5時までの間で実施することとし、正午～午後12時45分は昼休憩・準備のため、実施時間から外すこととする。なお、1日の研修以外は、原則午前と午後をまたがないこととする。

表3 研修概要

番号	研修名	対象者	対象者数	1回あたりの 実施目安	実施 回数	実施 時期
①	DX マインドセット研修 [実践編]	DX PRO	約 80 名	40 名・4 時間	2 回	6 月 5、6 日
②	データアカデミー研修	課長級以下選抜	約 25 名	25 名・4 時間	7回 ※	7 月以降
③	マネジメント研修 [実践編]	管理職 (課長級)	約 300 名	約 40 名 ・2.5 時間	7 回	7 月以降

※②については、同一対象者に対し全7回の研修を実施する。

(3) 研修カリキュラムの策定

「5 業務内容（2）研修の内容」及び「表 3 研修概要」の内容に加え、以下のことを踏まえた、研修カリキュラムを策定すること。

① DX マインドセット研修[実践編]

- 本研修に先駆け展開する基礎研修の内容を踏まえ、ワークを取り入れた実践的な研修を提案すること。
- 1 回の研修で修了するものとし、同一の研修を 2 回実施すること。

② データアカデミー研修

- 総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver.2.0」及び他市での研修事例を参考に、本市の実情にあった研修カリキュラムを提案すること。それを受けて本市と受注者で協議の上、対象業務や研修カリキュラムを決定する。
- 本研修に先駆け展開する基礎研修 A～C の内容を踏まえた実践的な研修を提案すること。
- 本市の提案するテーマの候補について、「取り組みやすさ」「汎用性の高さ」「効果見込み」などの観点から、知見をもとに選定に向けた助言を行うこと。それを受けて本市と受注者で協議の上、研修テーマを決定する。
- 研修カリキュラムに、以下の内容を盛り込むこと。

・課題/仮説の設定手法
・あるべき姿の設定手法
・業務フローの整理手法
・データ分析手法
・テスト/検証手法
・費用対効果の算出方法

- 研修において整理したデータ及び作成した資料等は、本市の政策決定に使用することを前提としたものであることに留意した研修カリキュラムを提案すること。
- 研修は、受講者を 5 チーム程度に分け、各チームに課題を設定し、「伴走型アクティブラーニング」方式で行うこと。

③ マネジメント研修[実践編]

- 本研修に先駆け展開する基礎研修 A～D の内容を踏まえ、ワークを取り入れた実践的な研修を実施すること。
- 研修カリキュラムに、自身の考えを整理し、アウトプット(宣言)するワークを盛り込むこと。
- 1 回の研修で修了するものとし、同一の研修を 7 回実施すること。

(4) グラフィックレコーディングの実施

オンサイト研修においては、グラフィックレコーディングを行い、研修内容を受講者に分かりやすく表現するとともに、議論を促進させるため、議論の見える化にも努めること。なお、本市が不要と認める場合は、その限りではない。

(5) 研修会場

本市が指定する場所(庁舎又は市内の会議室等)。ただし、会場については本市が準備し、その費用も本市が負担するものとする。

(6) 準備するもの

研修資料等を電子データで準備すること。また、講師用の端末・通信環境を準備することとし、その費用は、受注者が負担すること。なお、マイク、液晶プロジェクター、グラフィックボード用の用紙・付箋等の消耗品については、本市が準備し、その費用も本市が負担するものとする。

8 データの取り扱い

受注者は、本市が提供する研修に係る各種データについて、紛失・漏洩のないように適切に取り扱わなければならない。また、政策決定前の情報等、特別に取り扱いを定める必要がある場合は、双方協議の上、決定する。

9 成果物

以下(1)から(3)を各期限までに提出すること。提出は、電子データとし、メールでの提出を可とする。なお、(1)及び(2)は、各研修を受講していない職員へ公開しても一定の理解が得られるものとする。

- (1) 研修資料等(研修毎に、研修の2営業日前までに提出すること)
- (2) グラフィックボード(研修毎に、研修後10営業日以内に提出すること)
- (3) 研修実施報告書(研修毎に、研修後10営業日以内に提出すること)

10 著作権に関する事項

- (1) 成果物の外部への公表、他市への提供について、双方協議の上、公開可能な範囲・時期を決定する。
- (2) 研修風景を本市が写真・動画を撮影した場合、その内容について、本市内での共有・利用は自由とする。なお、外部に公表する場合は、双方協議の上、決定する。

11 その他

- (1) 資料の作成や研修の実施にあたっては、人権に配慮した言葉遣いを心掛けること。
- (2) 天災等の場合における研修実施の対応については、状況に応じて双方協議の上、適宜判断する。
- (3) 災害、交通の途絶その他の不測の事態により当該研修の開催が不可能となった場合には、本市と受注者で再度研修日程を履行期間内で調整する。なお、その場合に必要となる交通費等の費用は受注者側の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議して定める。

本市で別途実施する基礎研修の概要

全職員を対象に、DX 推進の基礎として、DX 実現に必要なマインドを醸成しながら、業務改革に必要な問題の把握と解決へのアプローチ、データ活用をするために必要となる基礎知識や手法について、理解するための研修を実施する。

動画研修形式で実施し、本業務の受講対象者は令和 7 年 4 月下旬～5 月中旬にかけて当該基礎研修の受講を前提としている。

A) DX マインドセット研修[基礎編]

DX 推進の理解が不足している職員に対し、これまでの認識を変えてデジタル技術を活用した変革の必要性を理解し、DX を推進しようという前向きなマインドへ導くもの。(約 30 分)

B) サービスデザイン研修

今あるモノやサービスについて、使う人の立場から本質的な課題を探し出し、より使いやすく快適になるように変えるために必要な視点や考え方の知識が得られるもの。(約 40 分)

C) 堺市 DX ガイドブック研修

DX 推進に必要な基礎知識や堺市 DX のコンセプト、堺市での DX の進め方等をまとめた「堺市 DX ガイドブック」を学びながら、必要な基礎知識が得られるもの。(約 60 分)

D) マネジメント研修[基礎編]

決裁権者の強い意志と業務改革に前向きに取り組む職場環境の構築に向けて、DX を推進する職員を支え、リスクをマネジメントするために管理職全般が必要とする知識を学べるもの。(約 60 分)

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。